

紀の川市 A I オンデマンド交通導入業務

プロポーザル実施要領（公募型）

和歌山県紀の川市

企画部交通政策課



1. 業務の概要

(1) 業務名

紀の川市A I オンデマンド交通導入業務

(2) 業務の目的

本市で現在運行している定時定路線のコミュニティバス「地域巡回バス」は、運行便数の少なさやバス停までの距離などの利便性の課題があり利用者が減少している。

地域巡回バスについては、幹線軸となる一部の路線を除き、A I を活用したデマンド型区域運行サービスに転換することにより、運行本数の少なさ、目的地までの所要時間、バス停までの距離などの利便性の課題を改善し、市民の地域公共交通に対する満足度向上と利用者の増加を図る。

A I オンデマンド交通と鉄道・路線バス等の幹線軸との組み合わせにより、相互に利用しやすい公共交通ネットワークの形成を図る。

(3) 業務内容

別紙「紀の川市A I オンデマンド交通導入業務基本仕様書」のとおり。

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

・導入準備期間 契約日の翌日から令和7年1月31日（金）
（運行開始までにシステム構築すること。）

・運行予定期間 令和7年1月8日（水）から令和7年3月31日（月）

(5) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

39,611,000円（業務見積書（様式6）に記載された金額）

※上記金額は本業務の予算規模を示す金額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

(6) 契約方式

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

2. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加するものは、以下の要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 紀の川市建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱（平成19年紀の川市告示第21号）に基づく指名停止を受けていない者であること。（参加表明書の提出期限の日から優先交渉権者の特定の日まで）
- (3) 紀の川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年紀の川市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続の開始が決定されている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続の開始が決定されている者を除く。）でないこと。
- (5) 国税及び地方税（市内に本社・本店又は本社・本店より入札及び契約に関する委任を受けた支店・営業所がある場合）に滞納がないこと（徴収猶予の扱いを受けている者を除く。）地方自治法施行

令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

- (6) 過去5年間に於いて、本業務と同種・類似の業務実績を保持し、かつ自主運営事業や本格運行（実証を除く）支援実績などに基づく支援ノウハウを有すること。

3. スケジュール

日時	実施内容
令和6年5月10日（金） ～令和6年5月23日（木）	プロポーザルの参加表明の受付期間 5月23日（木）午後5時受付〆切
令和6年5月10日（金） ～令和6年5月23日（木）	質問受付期間 5月23日（木）午後5時受付〆切
令和6年5月27日（月）	質問回答 午後5時までに回答
令和6年5月30日（木）	参加資格審査結果通知（郵送および電子メールにて通知）
令和6年5月31日（金） ～令和6年6月13日（木）	企画提案書類の受付期間 6月13日（木）午後5時受付〆切
令和6年6月20日（木）	企画提案審査会 ※時刻等詳細は、別途連絡
令和6年6月下旬	優先交渉権者の決定
令和6年7月上旬	契約締結

※審査結果の通知後、優先交渉権者と協議のうえ、契約を締結する。

4. 実施要領及び基本仕様書等の交付方法

紀の川市公式ホームページからダウンロードすること。

(<https://www.city.kinokawa.lg.jp/koutsuseisaku/2024aidrproposal.html>)

5. 書類提出の手続き

(1) 参加表明書類の提出

項目	内容
提出書類及び部数	(1)参加表明書（様式1） 1部 (2)添付書類 各1部 <u>紀の川市入札等参加資格者名簿「物品・その他製造等」に登録されている者は、次に掲げるウからクの添付を省略できる。</u> ア 会社概要（任意様式） 所在地、代表者職・氏名、資本金、従業員数、設立年、事業内容、年間売上金額、営業所一覧等 ※上記の内容を含んだ通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も認める。 イ 業務実績調書（様式2） 本実施要領「2. 参加資格要件（6）」にあてはまる業務実績

	を記載すること。 ウ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3月以内のもの） エ 印鑑証明書（発行後3月以内のもの） オ 使用印鑑届（様式4） ※見積書・契約書・請求書等に使用する印鑑を押印 カ 委任状（様式5）（支店・営業所等に当該業務に関する行為を委任する場合に限る。） キ 市税について市の発行する未納がない証明書（本社が紀の川市の場合） ク 消費税及び地方消費税並びに法人税に未納がないことを証する書類（納税地を所管する税務署が発行する納税証明書の様式その3の3）
提出先および提出方法	事務局に直接持参、又は郵送（簡易書留郵便に限る。）
受付期間	令和6年5月10日（金）から令和6年5月23日（木）まで ・持参の場合の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時まで ・郵送の場合は、期間内に必着

(2) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成・提出に必要な事項及び業務実施にかかる事項に限るものとし、評価・審査にかかる質問及び提案内容にかかる質問は受け付けない。

項目	内容
提出方法	質問書（様式3）を使用し、電子メールで提出すること。なお、提出後は速やかに電話によりメールの受信確認をすること。 (1) 件名 プロポーザル質問書（事業者名） (2) 送付先 k030200-001@city.kinokawa.lg.jp
受付期間	令和6年5月10日（金）から令和6年5月23日（木）午後5時受付〆切
回答方法	質問書の提出があった事業者の質問を取りまとめたうえで、全ての参加表明者に対して電子メールにて回答する。
回答日	令和6年5月27日（月）午後5時まで

(3) 参加資格審査結果の通知

5（1）において提出された参加表明書及び添付書類をもとに審査を行う。参加資格要件を満たすと認められた者が多数の場合は、「参加資格者」を4者程度に選定する。参加資格の有無については、参加表明者全員に郵送にて通知する。また、郵送と併せて電子メールにて通知するので、メールを受信した場合は、必ず受信確認のメールを返信すること。

(4) 企画提案書類の提出（A4任意様式）

提案者は、基本仕様書を熟読し具体的な業務方法について創意工夫を持ち作成すること。

項目	内容
提出書類及び部数	(1) 企画提案書（A4任意様式） 10部（社名を記載したもの） (2) 業務見積書（様式6） 1部

提出先および提出方法	事務局に直接持参、又は郵送（簡易書留郵便に限る。）
受付期間	令和6年5月31日（金）から令和6年6月13日（木）まで <ul style="list-style-type: none"> ・持参の場合の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時まで ・郵送の場合は、期間内に必着
企画提案書作成上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が簡潔明瞭に理解できること。 ・基本仕様書に基づき作成すること。 ・用紙はA4ヨコで横書き、長辺綴じとし、用紙の上部から1.5cmは空白とすること。 ・日本語表記でフォント10.5ポイント以上であること（図表等は除く）。 ・ページ数は問わないが、所与の時間内に発表できなかった内容については採点の対象外とする。 ・企画提案書の下段余白中央にページ番号を付与すること。 ・文書を補完するための図、写真、イラストの使用は任意とする。 ・印刷色はカラー、モノクロを問わない。 ・専門的知見・経験を有する人員の配置など人員体制について記載すること。 ・企画提案書の最終ページに「業務工程表」というスライドタイトルで履行期間中における業務のスケジュールについて記載すること。

6. 企画提案審査会

提案者の提案内容、履行能力及び意欲等を評価するため、提案書類の提出があった者を対象とし、企画提案書の受付順でプレゼンテーション審査を実施する。

項目	内容
日程	令和6年6月20日（木） ※詳細な時間は、別途通知する。
場所	紀の川市役所 〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地 ※会場・待機場所等は、別途通知する。
時間配分	準備5分以内 プレゼンテーション25分以内 質疑応答15分程度
当日機材	本市はプレゼンテーション用に、大型モニター、プロジェクター、HDMIケーブル、RGBケーブル、延長コード、マイク及びスピーカーを用意する。 その他提案者が必要とする機材は持参すること。
提案者	本業務に関わる者を提案者とする。

その他	<p>(1)当日の出席者は、3名以内とする。</p> <p>(2)プレゼンテーションの内容を録画又は録音する場合がある。</p> <p>(3)企画提案書提出期限までに提出した資料を用いてプレゼンテーションすること。</p> <p>なお、以下の項目について重点的に説明すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの利便性 ・提案の先進性・独自性 ・マネジメント、相談・支援 <p>(4)動画や音声等のデータを用いる場合は、当日の出席者が操作を行うこと。ただし、不測の事態が生じ、動画や音声等のデータが再生できないときは、提案者は審査委員長の許可を得たうえで、事務局に対し事前に提出しているデータの使用を依頼することができる。この場合であってもプレゼンテーションの時間計測は止めない。</p>
-----	---

7. 審査方法及び評価基準

(1) 審査委員会の設置

「紀の川市AIオンデマンド交通導入業務受託者選定審査委員会」を設置し、参加表明した者のうち、参加資格要件を満たすと認められた者について、提出された参加表明書類、企画提案書類、プレゼンテーション内容により、別表「評価項目及び配点表」に基づき評価を行う。

(2) 契約候補者の決定方法

合格基準点は、審査委員の評価点合計得点が配点合計の6割を満たす得点とする。

合格基準点を満たした者のうち、評価点合計得点が最も高い者を、第1位の優先交渉権者として選定し、次に高かった者を、第2位の優先交渉権者として選定する。第1位の優先交渉権者に不測の事態等が生じた場合は、第2位の優先交渉権者を第1位に繰り上げるものとし、評価点が同点の者が2人以上あるときは、提案内容の評価点が高い者を上位とする。

なお、参加資格要件を満たすと認められた者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば、優先交渉権者として選定する。

(3) 審査結果の通知・公表

結果について、参加表明書に記入された連絡先へ郵送と併せて電子メールで通知するほか、優先交渉権者決定については市ホームページで公開する。

なお、審査結果に関する理由等については公表しない。

8. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期限、提出方法、提出書類作成時の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

9. 契約に関する基本事項

特定された優先交渉権者と本市が当該業務について協議を行い、提案内容を反映した仕様書を作成し、あらためて見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

10. 留意事項

企画提案書の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属する。
- (2) 市はプロポーザル方式の手続及びこれにかかる事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は企画提案者から提出された企画提案書について、紀の川市情報公開条例（平成17年紀の川市条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等は非公開とし、プロポーザル方式の優先交渉権者特定前において決定に影響がでるおそれがあるため、決定後の公開とする。

11. 問い合わせ及び書類の提出先

紀の川市企画部交通政策課

住 所：〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地

メール：k030200-001@city.kinokawa.lg.jp

電 話：0736-77-2511（代表）

FAX：0736-77-0917